

1 議案名

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

2 制定理由

徳島県学校運営協議会のより一層の適正かつ円滑な運営を図るため、同協議会の会議の定足数を定める等の必要がある。

学校教育課

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

学校教育課

1 徳島県学校運営協議会の概要

徳島県学校運営協議会（以下「協議会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定に基づき、徳島県立学校（分校を含む。以下同じ。）の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、徳島県立学校ごとに設置されている。

(1) 定数

15名以内

(2) 委員構成

ア 協議会を設置する徳島県立学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民

イ 対象学校に在籍する生徒等の保護者

ウ 対象学校の運営に資する活動を行う者

エ 学識経験者

オ 対象学校の校長

カ ア～オに掲げる者のほか、徳島県教育委員会が必要と認める者

(3) 委員の任期

1年

2 規則改正の理由

協議会のより一層の適正かつ円滑な運営を図るため、委員の任期に係る規定を整備するとともに、協議会の会議の定足数を定める等の必要がある。

3 規則改正の概要

(1) 委員の任期を任命の日から同日の属する年度の末日までとすることを明確化することとする。

(2) 協議会は、現に在任する委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないこととする。

(3) その他所要の改正を行うこととする。

4 施行期日（等）

令和5年4月1日

条例等立案表

<p>題名 徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 学校教育課</p> <p>担当者名 山崎理靖</p> <p>電話番号 三一〇四</p>
<p>制定理由 徳島県学校運営協議会により一層の適正かつ円滑な運営を図るため、同協議会の会議の定足数を定める等の必要がある。</p>	<p>あらまし 一 徳島県学校運営協議会は、現に在任する委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないこととした。 二 その他所要の改正を行うこととした。 三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。</p> <p>予算上の措置</p> <p>関係法規</p>
<p>法令審査会 要・否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則

徳島県学校運営協議会規則（令和二年徳島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、学校」を「、徳島県立学校（分校を含む。以下「学校」という。）」に、「徳島県立学校（以下「学校」という。）（分校を含む。）」を「学校」に改める。

第五条を次のように改める。

（任期）

第五条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

第六条第三項中「又は」を「、又は」に、「その職務」を「、その職務」に改める。

第七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 協議会は、現に在任する委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

第七条に次の一項を加える。

5 前項の規定により議事に参加することができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

第十一条の見出し中「申し出」を「申出」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第二条 徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）は、徳島県立学校（分校を含む。以下「学校」という。）の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校</p> <p>〔ことに協議会を設置することができる。ただし、中高一貫教育を施す場合その他の二以上の学校の運営に相互に密接な連携を図る必要があると委員会が認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。〕</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第五条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第七条 協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 協議会は、現に在任する委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。</p> <p>5 前項の規定により議事に参加することができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。</p> <p>(意見の申し出)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第二条 徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）は、学校</p> <p>の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、徳島県立学校（以下「学校」という。）（分校を含む。）〔ことに協議会を設置することができる。ただし、中高一貫教育を施す場合その他の二以上の学校の運営に相互に密接な連携を図る必要があると委員会が認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。〕</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第五条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(新設)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第七条 協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>3 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。</p> <p>(新設)</p> <p>(意見の申し出)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>